から「Ｒ８・９能越道　池田川橋下部その１工事に係る特定建設工事共同企業体」としての競争参加資格の認定を受けている者（以下「特定ＪＶ」という。）、次の１）から16）の要件を満たしている者により構成される地域維持型建設共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年８月４日付け北陸地方整備局長）に示すところにより北陸地方整備局長から「Ｒ８・９能越道　池田川橋下部その１工事に係る地域維持型建設共同企業体」としての競争参加資格の認定を受けている者（以下「地域ＪＶ」という。）、又は次の１）から16）の要件を満たしている単体有資格業者（以下「単体」という。）及び経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）であり、企業の技術力について記載した申請書及び資料を提出した者で、企業の技術力評価の評価点合計が高い順に10者を選抜する。（ただし、10者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む。）

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、審査後、北陸地方整備局総合評価審査委員会において確認のうえ10者に追加して選抜するかどうかを決定する。

１）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

２）北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和７・８年度一般競争参加資格者で一般土木工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

３）北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和７・８年度一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。ただし、地域ＪＶのうち代表者以外の構成員にあっては、経営事項評価点数については求めない。

４）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

５）地域ＪＶ（登録申請中含む。）にあっては、構成員について、１者以上は発注工事に対応する建設業種の許可を受けている本店が石川県内にあること。

６）平成23年度以降に元請として完成した工事で、下記(a)の要件を満たす工事の施工実績を有すること。なお、特定ＪＶ、経常ＪＶにあっては全ての構成員がこの施工実績を有していること。地域ＪＶにあっては構成員のうち１社がこの施工実績を有していればよい。元請として完成した工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工実績に含むものとする。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事に係るものにあっては、評定点が65点未満のものを除く。

(a)　鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端（上端）までの高さ）10m以上の工事の施工実績を有すること（歩道橋及びフーチングのみの場合は除く）。

７）建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が特定ＪＶ、地域ＪＶ及び異工種建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）にあっては均等割の10分の６以上、経常ＪＶにあっては20％以上のものに限る。また、特定ＪＶ、地域ＪＶ、異工種ＪＶ及び経常ＪＶにおける乙型共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の施工実績として認める。

８）同一の企業が、単体、特定ＪＶ、地域ＪＶ及び経常ＪＶのうち複数の形態をもって同一の入札に同時に参加することは認めない。

９）次に掲げる基準を満たす主任技術者、又は監理技術者を本工事に配置できること。

また、本工事は、受注者が工事の始期を発注者が指定する工事着手期限までの間で設定することができる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要せず、工事の始期以降に配置できること。

(a)　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(b)　平成23年度以降に、元請として完成した上記６）に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有すること（建設共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が特定ＪＶ、地域ＪＶ及び異工種ＪＶにあっては均等割の10分の６以上、経常ＪＶにあっては20％以上のものに限る。また、特定ＪＶ、地域ＪＶ、異工種ＪＶ及び経常ＪＶにおける乙型共同企業体の技術者としての経験は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の施工経験として認める。）。なお、特定ＪＶ、地域ＪＶ及び経常ＪＶにあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記６）に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有していればよい。

元請として完成した上記６）に掲げる要件を満たす工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工経験に含むものとする。

ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事に係る経験である場合にあっては、評定点が65点未満のものを除く。

(c)　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(d)　本工事は、工事契約後、配置予定の主任技術者又は監理技術者を専任指導者として配置することができる試行工事であり、専任指導者として配置する場合は、工事契約後10日以内（土日祝日を除く）に監督職員に申し出なければならない。

また、専任指導者として配置することにより、新たに配置することになる主任（監理）技術者は下記①又は②の施工経験を有すること（建設共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が特定ＪＶ、地域ＪＶ及び異工種ＪＶにあっては均等割の10分の６以上、経常ＪＶにあっては20％以上のものに限る。また、特定ＪＶ、地域ＪＶ、異工種ＪＶ及び経常ＪＶにおける乙型共同企業体の技術者としての経験は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の施工経験として認める。）。なお、特定ＪＶ及び経常ＪＶにあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が下記①又は②に掲げる施工経験の要件を満たしていればよい。

①　前記(b)の要件を満たす者。

②　令和３年度以降に、国土交通省の北陸を含む８地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事の主任（監理）技術者若しくは現場代理人としての施工経験があること（配置予定の主任（監理）技術者の代要件）。ただし、契約工期（技術者の配置が不要な期間を除き、土曜日、日曜日、その他休日を含む。）の１／２以上に従事していること。また、当該施工経験の工事の評定点が65点未満のものを除く。

(e)　本工事は、建設業法第26条第３項第２号の場合の監理技術者（以下「専任特例２号の場合の監理技術者」という。）の配置は認めない。

10）地域ＪＶにあっては、全ての構成員が、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。ただし、土木工事業の許可を有する構成員で、一般土木工事の工事種別において構成員の中で最も上位の等級を有する有資格者が当該許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の設置する技術者の専任を求めないものとするが、上記９）の施工経験は専任で配置する技術者が有すること。